# 久米島町の明日を担う職員募集！

## 久米島町職員採用候補者試験の実施について

### ～久米島町で挑戦する、新しい一歩～

受 付 期 間：令和８年１０月１４日（水）～令和８年１１月６日（金）
第１次試験日：令和８年１２月６日（日）
第２次試験日：令和９年１月２４日（日）

### １．募集職種、職務内容、採用予定人員

| 職　種 | 従事する職務 | 採用日 | 採用予定人数 |
|---|---|---|---|
| 行政職 | 行政事務（行政全般の幅広い業務）に従事 | 令和９年４月採用予定 | 若干名 |
| 保育教諭（保育士・幼稚園教諭） | 保育園又は幼稚園業務に従事 | | |
| 電気技師 | 電気業務及び行政事務に従事 | | |
| 保健師 | 保健業務及び行政事務に従事 | | |
| 消防 | 火災の予防、防御、鎮圧等及び救急、救助業務に従事 | | |
| 図書司書 | 図書業務及び行政事務に従事 | | |
| 社会福祉士 | 社会福祉部門の業務及び行政事務に従事 | | |

### ２．受験資格

（１）各職種、試験区分ごとに次のような受験資格があります。

**※採用予定日までに普通自動車第一種運転免許（AT 限定可）の取得可能な者**

| 職　種 | 試験区分 | 受　験　資　格 |
|---|---|---|
| 行政職 | 上級行政 | 昭和６１年４月２日以降に生まれた者で、以下の①又は②の者<br>①　学校教育法に基づく４年制大学を卒業した者。<br>②　①と同等以上の学力があると認められる者（※注１） |
| | 中級行政 | 平成３年４月２日以降に生まれた者で、以下の①の者<br>①　学校教育法に基づく短期大学を卒業した者。若しくはこれと同等の資格があると認められる者。ただし以下の者を除く。<br>②　大学在学４年次以上の者又は卒業した者 |
| | 初級行政 | 平成８年４月２日以降に生まれた者で、以下の①の者<br>①　学校教育法に基づく高等学校を卒業した者（これと同等の資格がある者を含む）ただし以下の者を除く。<br>②　大学（短期大学を含む）在学２年次以上の者又は卒業した者 |
| 保育教諭（保育 | 保育士 | 昭和５６年４月２日以降に生まれた者で、保育士資格及び幼稚園教諭免 |

| | | |
|---|---|---|
| 士・幼稚園教諭）（一般事務含む） | 幼稚園教諭 | 許の両方を有する者。 |
| 電気技師（一般事務含む） | 電気技師 | 次のいずれかの要件を満たすも者<br>昭和５６年４月２日以降に生まれた者で、第一種電気工事士または第二種電気工事士の免状交付を受けている者 |
| 保健師（一般事務含む） | 保健師 | 昭和５６年４月２日以降に生まれた者で、保健師免許を有する者、又は令和９年３月３１日までに取得見込みの者 |
| 消防（一般事務含む） | 上級消防 | 平成８年４月２日以降に生まれた者で、以下の①又は②の者<br>①　学校教育法に基づく４年制大学を卒業又は令和９年３月３１日までに卒業見込みの者<br>②　①と同等以上の学力があると認められる者（※注１） |
| | 中級消防 | 平成８年４月２日以降に生まれた者で、以下の①の者<br>①　学校教育法に基づく短期大学を卒業、又は令和９年３月３１日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者（※注２） |
| | 初級消防 | 平成８年４月２日以降に生まれた者で、以下の①の者<br>①　学校教育法に基づく高等学校を卒業した者（これと同等の資格がある者を含む）、又は令和９年３月３１日までに卒業見込みの者 |
| 図書司書（一般事務含む） | 図書司書 | 昭和６１年４月２日以降に生まれた者で、図書司書免許を有する者 |
| 社会福祉士（一般事務含む） | 社会福祉士 | 昭和５６年４月２日以降に生まれた者で、社会福祉士資格を有する者、又は令和９年３月３１日までに取得見込みの者 |

※受験者は、学歴及び資格に該当する級よりも下位の級を受験することはできません。

※注１「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において４年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

※注２「同等の資格があると認められる者」とは、昭和５９年人事院公示第６号（人事院の認定にかかわる受験資格）第３項に定める者で、次の者等がこれにあたります。

①学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が２年以上で、かつ 1,600 時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者、又は令和９年３月３１日までに卒業見込みの者

②職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は今年度末日までに卒業見込みの者

（２）各職種ともに、次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア　日本国籍を有しない者

イ　地方公務員法第１６条に定める次のいずれかに該当する者

ａ．拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることが無くなるまでの者

ｂ．久米島町職員として懲戒免職の処分を受け、該当処分の日から２年を経過していない者

ｃ．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）卒業見込み及び資格取得見込みで受験し合格した者が、令和９年３月末日までに受験資格が満たされなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

## ３．試験方法及び内容

試験は第１次試験及び第２次試験とし、第２次試験は第１次合格者について実施します。

【第１次試験】

| 試験科目 | 実施試験区分 | 試験の内容及び出題分野 | |
|---|---|---|---|
| 教養試験 | 保育士・幼稚園教諭、電気技師、保健師、社会福祉士以外 | 90分 | 公務員として必要な一般教養について択一式による筆記試験<br>【出題分野】社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能 |
| 専門試験 | 保育士・幼稚園教諭、電気技師、保健師、社会福祉士 | 90分 | 専門知識、能力について択一式による筆記試験<br>【保育士・幼稚園教諭：出題分野】社会福祉・子ども家庭福祉、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健<br>【電気技師：出題分野】数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・情報<br>【保健師：出題分野】公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論<br>【社会福祉士：出題分野】社会福祉概論（社会保障及び介護を含む、社会学概論、心理学概論 |
| 作文試験 | 全試験区分 | 60分 | 文章による表現力、課題に対する構想力等について筆記試験 |
| 適正検査 | 消防以外 | 30分 | 適応性、性格的特徴を把握するための適正検査 |
| | 消防 | 50分 | 消防職としての適応性、性格的特徴を把握するための適正検査 |

教養試験、適正検査の問題の解答は、マークシート方式です。当日は、ＨＢの鉛筆及びプラスチック消しゴムを必ず持参して下さい。

【第２次試験】

| 試験科目 | 実施試験区分 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 口述試験 | 全試験区分 | 特定の課題に対する個別プレゼンテーション、人物及び適正等について個別面接、グループディスカッション等による試験 |
| 身上調査等 | 全試験区分 | 健康診断書による健康度、受験申込書、履歴書記載事項等真否等の調査 |

| | | |
|---|---|---|
| 体力試験 | 消防 | 握力、懸垂、上体起こし、立三段跳び、反復横跳び、立位体前屈、1,500m走等 |

※２次試験の口述試験の内容は変更となる場合があります。詳細は１次試験合格者に通知します。

## ４．試験の期日、場所及び合格発表

| 試　験 | 日　　時 | 試験会場 | 試験区分 |
|---|---|---|---|
| 第１次試験 | **令和８年１２月６日(日)** | 久米島町役場<br>那覇市内 | 教養試験、専門試験、作文試験、適正検査 |
| 第２次試験 | **令和９年１月２４日（日）** | 久米島町役場 | 口述試験（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ・面接）・ｸﾞﾙｰﾌﾟﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ・身上調査・体力試験（消防職のみ） |

| 合格発表 | 期　　日 | 方　　法 |
|---|---|---|
| 第１次試験 | １２月下旬 | 町役場の掲示板に掲示、町ホームページに掲載すると共に、合格者に通知します。 |
| 第２次試験 | １月下旬 | |

※天災時（暴風等）の対応

試験当日、台風襲来等で午前８時００分時点に暴風警報が発令されている場合、及びその天災等により試験実施が困難と判断された場合は第１次試験及び第２次試験を延期します。受験申込後は久米島町ホームページにてご確認ください。

## ５．合格から採用までの経過

（１）この試験は、令和９年度における職員採用にあてるための候補者に決定するものであり、合格したことで必ず採用するとは限らないのでご留意下さい。

（２）最終合格者は、本町の職員採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて採用が決定されます。

（３）この試験に係る職員採用候補者名簿の有効期限は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までです。

## ６．給料・勤務条件等

| | |
|---|---|
| 初任給 | 久米島町の職員給与条例・規則の定めるところによる。採用時における給料はおおむね次のとおりです。（令和８年４月１日現在）<br>上級：232,000円以上、中級：216,500円以上、初級：200,300円以上 |
| 各種手当 | 扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給される他、期末手当、勤勉手当が支給されます。 |
| 社会保険、福利厚生等 | 沖縄県市町村職員共済組合、沖縄県市町村互助会、沖縄県市町村総合事務組合の定めるところによる。 |
| 休暇等 | １年に２０日の年次有給休暇のほか、各種特別休暇があります。 |
| 条件付採用について | 地方公務員法の規定により、採用後６ヶ月間は、条件付採用となります。この間の勤務成績が良好な者について、正式採用となります。 |

## ７．受付期間及び申込方法

| | |
|---|---|
| 申込み方法 | （1）インターネットによる電子申請のみ（パソコンやスマートフォンより申請してください）<br>下記ＵＲＬ、久米島町ホームページの試験案内ページまたは久米島町公式ＬＩＮＥの試験案内リンクよりアクセスし、手順に従い申し込んでください。<br>申し込みＵＲＬ：https://logoform.jp/form/f6HY/1817329<br>※電子申請による申込が事情により困難な方は、お問い合わせください。 |
| | （2）受験票を後日メールにて送信いたします。各自でプリントアウトして試験当日にご持参ください。受験票が令和８年１１月１３日（金）までに届かない場合は、直ちにご連絡ください。 |
| 受付期間 | **令和８年１０月１４日（火）から令和８年１１月６日（金）午後５:１５まで** |
| その他 | ①受験申込は、一つの職種・試験区分に限ります。複数申し込んだ場合は、申込みを行ったすべての職種・試験区分の受験ができなくなる場合があります。<br>②資格要件を証明する書類については、一次試験合格者に対して、二次試験手続きの際に提出していただきます。 |

久米島町役場総務課 TEL(098)985-7121http://www.town.kumejima.okinawa.jp/